

会 議 録

会 議 録	山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会		
開 催 日 時	平成29年8月17日（木）15時30分～17時00分		
開 催 場 所	厚狭公民館2階 第2研修室		
出 席 者	特別養護老人ホーム長寿園 山陽小野田市福祉員の会連絡協議会 高千帆苑在宅介護支援センター 山陽在宅介護支援センター 厚狭郡医師会 長寿園居宅介護支援事業所 小野田医師会 山陽小野田市民生児童委員協議会 小野田老人ホーム サンライフ山陽在宅介護支援センター	上村篤子 篠原明子 末光容子 高木早苗 土屋直隆 西原まゆみ 萩田勝彦 村田和義 山崎照代 山高正義	
欠 席 者	小野田赤十字在宅介護支援センター 川村優子	委員数	12人
		出席者数	11人
		欠席者数	1人
事務担当課 及び職員	健康福祉部長 河合久雄 高齢福祉課長 吉岡忠司 高齢福祉課技監 尾山貴子 高齢福祉課主査 石井尚子 地域包括支援センター所長 荒川智美 高齢福祉係技師 岩村庸平	健康福祉部次長 兼本裕子 高齢福祉課主幹 塚本晃子 高齢福祉課補佐 河上雄治 高齢福祉係長 古谷雅俊 地域包括支援センター主任 古谷直美	
会 議 次 第	1 健康福祉部長挨拶 2 会長挨拶 3 議題 (1) 平成28年度山陽小野田市地域包括支援センター事業報告 (2) 平成29年度山陽小野田市地域包括支援センター現況報告 (3) 第7期山陽小野田市高齢者福祉計画について ア 介護予防日常生活圏域ニーズ調査 イ 在宅介護実態調査 ウ 高齢者保健福祉実態調査 エ 第7期高齢者福祉計画アンケート (4) その他		
会 議 結 果	1 について 健康福祉部長が挨拶を行った。 2 について 会長が挨拶を行った。		

3 (1)について

事務局が平成 28 年度山陽小野田市地域包括支援センター事業報告について説明を行った。

○質疑応答は以下のとおり

委員：包括的・継続的ケアマネジメントについて。

地域ケア会議・研修会はあるが、介護支援専門員への個別支援も地域包括支援センターには求められると思うが、その件数等の状況はどうか。

事務局：市内のケアマネの困難事例への対応については、総合相談の部分で、困難事例の件数を上げている。

委員：実際に個別支援を行い、後方支援をするのが地域包括だと思うが、実績にあるように千数百件以上もあるとは思えないが。

事務局：困難ケースになると、ひとつの事例に何度も関わることがある。実績は実数ではなく述べ件数となっている。困難事例ケースについては、困難事例の実績内訳の部分にケアマネ支援数として、対応の延べ件数であるが計上している。実数については実績をとっていない。

委員：生活支援体制整備について。コーディネーターは誰か。

事務局：高齢福祉課岩村が第一層コーディネーター。現在介護保険だけではなく、地域の住民が出来る範囲で地域に必要な互助の支援、たとえばごみ出し等支えあいを地域に広げるといふ役割をしている。

まだ具体的に互助の支援ということで市全体に広がっていないが、地域によっては自治会の組織として行っているところもある。今後どのように広げていくかを考えている。

また、協議体として、支えあいを広げていくための会議体を市にひとつ作っている。今後は小学校区ごとにこの協議体を作り、仕組みづくりを行っていく予定。

委員：コーディネーターについて。コミュニティソーシャルワーカーというのがあるが、病院を退院した後にその人をどう支えていくのか、というネットワークを地域に作っていく、というような感じか。

事務局：コミュニティソーシャルワーカーは個別支援を地域で調整していく役割だと思う。

第一層・第二層のコーディネーターは、地域にどんなニーズがあるかの把握や、どんな仕組みを作り上げればいいのかを中核的に行っていく役割、と考えていただければ。

個別支援というか、地域に応じた助け合いの仕組みを組織化していくことが求められている。

3(2)について

事務局が平成 29 年度山陽小野田市地域包括支援センター現況報告について説明を行った。

○質疑応答は以下のとおり

委員：総合事業の第一号介護予防支援事業で、5 月・6 月に実績が上がっているが、実際に予防給付から総合事業の対象になった方がどのくらいおられるのか。

事務局：この中から何人かという数字は持っていないが、これ以外にもいきいきデイサービスを受けるために事業対象者になった方もおられる。現在の認定者は約 200 名弱。

委員：いきいきデイサービスは今年度で終わるのか。

事務局：平成 29 年度から総合事業部分と一般介護予防事業部分とに分けての利用となっているが、今年度中に現在利用者の新たな受け入れ先を探し、平成 30 年度からは中止する予定。

委員：総合事業対象者について。予防給付を受けていない人が総合事業対象者なのか。

事務局：今まで予防給付を受けていた方も、現在更新の時に、利

用サービスが総合事業のみの方については、基本チェックリストをとることでサービス利用が継続できると説明し、納得された方については総合事業対象者となり認定更新せずサービスを利用されている。

委員：対象者はまったくの新規ではないということか。

事務局：新規の方もおられる。

3 (3)について

事務局が、山陽小野田市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の概要について説明した。

山陽小野田市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定の趣旨は、今後、高齢化が更に進行していく中で、高齢者が安心して生活していける社会の実現に向け、計画的に体制整備を進めていく必要がある、第7期計画では、第6期の計画に引き続き、高齢者を多方面から支援していくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の強化を行い、本市の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施が計画的に図られることを目的に、策定をしていきたいと考えている。

策定根拠としては、介護保険事業計画は、介護保険法第117条において3年ごとに定めることとされており、第6期の計画は平成27年度から平成29年度の期間である為、平成30年度から平成32年度の第7期介護保険事業計画を今年度中に策定する必要がある。

また、高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の「老人福祉計画」に策定が規定され、また、同条第8項に介護保険事業計画と一体のものとして策定することとされていることから、本市は、両計画を一つの計画として策定していきたいと考えている。

本計画の位置付けについては、現在、第二次山陽小野田市総合計画を策定中であり、本計画は市における最上位の行政計画であり、市民にとって住み良い地域づくりを進めるため、地域の個性や地域資源を重視したまちづくりの指針となる。したがって、総合計画の「高齢者福祉」の分野に基づき計画策定を行う。

また、本計画は、国では「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、県では「やまぐち高齢

者プラン」が策定されることとなっており、それらの指針・計画との整合を図って策定していく。

国の指針については、すでに案が示されており、第7期の基本方針のポイントとして、

- ・高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進
- ・「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進
- ・平成30年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保
- ・介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進
- ・「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備

が掲げられており、本市計画においても、それらを踏まえながら策定していきたいと考えている。

計画策定の方法については、別紙1に示しており、この度の計画策定の将来推計等については、本市の人口、認定者数、給付費等の実績を基に厚生労働省が構築した「見える化システム」により試算する。

その上で、厚生労働省の指定した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」「高齢者福祉実態調査」「高齢者福祉計画アンケート調査」の調査結果に伴い、ニーズの高いものや不安に思われているものを勘案し、不足しているサービスや事業等の施策へ反映させる予定である。

その他にも、在宅医療・介護連携推進会議や小学校区を日常生活圏域とした協議体を随時、設置し、ニーズや地域資源の把握を行い、また、他市とのサービス状況等の比較を行い他地域とのバランスを加味する中で施策を策定していきたいと考えている。

以上の行程を踏まえ、第7期の計画の施策及び将来推計の素案を策定し、別紙1でいうところの「市町村計画作製委員会」の部分である本会議でご意見を頂く中で策定を行う。

また、計画策定には、介護保険制度の改正に伴う対応も必要となっており、平成30年度の介護保険制度改正案の主な内容は、「保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進」、「新たな介護保険施設の創設」、「地域共生社会の実現に向けた取組の推進」、「現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し」、「介護納付金における総報酬割の導入」である。

まず1つ目の「保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進」は、高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するた

めには、保険者が地域の課題を分析し、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送るための取組を進めることが必要となる為、全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に取り組むよう、「データに基づく課題分析と対応」「適切な指標による実績評価」「インセンティブ（目標達成の為の材料）の付与」を法律化するものである。

2つ目の「新たな介護保険施設の創設」は、今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院」を創設するものである。

3つ目の「地域共生社会の実現に向けた取組の推進」は、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による「把握」及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記するものである。

具体的には、「地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備」「住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制の構築」「生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制の構築」があげられており、本計画の上位計画として「地域福祉計画」の策定に努めることとされている。

4つ目の「現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し」は、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とするものである。具体的には、年金収入等が340万円以上の方が3割とされる案となっており、国の推計では、全体の3%が該当すると見込まれている。ただし、月額44,400円の上限額を設けるとされている。

5つ目の「介護納付における総報酬割の導入」は、現在、第2号被保険者（40～64歳）の保険料は、各医療保険者が介護納付金を、2号被保険者である『加入者数に応じて負担』しているが、これを『報酬額に比例した負担』とするものである。

その他としては、今年度8月に前倒しで行われた高額介護サービス費の負担上限額の改正がある。

今までは「世帯のどなたかが住民税を課税されている方」の負担上限額が37,200円であったが、平成29年8月以降の利用については、負担上限額が44,400円に改正となった。た

だし、同じ世帯の全ての 65 歳以上の方の利用者負担割合が 1 割の世帯は、年間上限額 446,400 円を新たに設定したものとなっている。

以上の改正内容も踏まえながら計画の策定をしていく。

なお、さきに申し上げた将来推計で利用する「見える化システム」については、家庭でインターネット環境が整備されていれば、家庭でも人口や認定者、給付費等の情報を検索する機会があれば、是非検索いただきたい。

計画策定のスケジュールについては、本計画策定に伴うアンケートの集計が完了したところであり、後ほど集計結果を報告する。また、今後については、アンケートの分析と施策検討を行い、合わせて、10月初めまでには、計画内容の素案づくりを行い、その素案を同会議で諮っていただければと考えている。その際にいただいた意見等を踏まえた上で12月には、案を御確認いただき、来年1月に市民に対してパブリックコメントを実施したいと考えている。最後には、パブリックコメントでいただいた意見を計画に反映し、最終の計画案を3月に本、会議でご報告し、市、内部で調整後、平成30年4月1日に第7期の計画の施行とさせていただきますと考えている。

なお、この第7期の計画の期間につきましては、平成30年度から平成32年度までの間となっている。

以上で、計画の策定の概要の説明を終了する。

続いて事務局が資料に基づき、介護予防日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、高齢者保健福祉実態調査、第7期高齢者福祉計画アンケートについて説明した。

3(3)についての意見・質疑はなかった。

3(4)について

域密着型サービス事業者の指定予定について。

施設については、当初今年5月～10月開設を予定していたが、用地造成の遅れや入札の不調により遅れている。開設は来年2月予定。委員の皆様には、施設の開設前に現地視察を行っていただく予定。1月下旬ごろを予定。

アンケート調査結果の説明について。

本日4つのアンケート調査結果を報告した。現時点できちんとした集計が出ているわけではないが、委員の皆様より第7期の計画についての意見について、事前に意見を伺うようになっていたの

で、提出をお願いしたい。また、本日の会議の説明を聞いてのご意見等があれば事務局へお知らせいただきたい。

3(4)についての意見・質疑はなかった。

～ 閉会 ～